

感染した人を責めたりせず
みんなで支えよう

新型コロナウイルスには、誰もが感染するリスクがあります。感染者や医療関係者やその家族に対して、不当な差別偏見いじめSNSなどでの誹謗中傷(ぼうちゆうしやう)があつてはなりません。一人ひとりが、正しい情報に基づいて感染症に向き合い、行動してください。差別や偏見などに苦しんでいる人は、ひとりで抱え込まず、相談してください。

●みんなの人権110番
(☎0570-003-110)

※土日祝日を除く8時30分～17時15分

●法務省インターネット人権相談 →



ふくおか自殺予防ホットライン

コロナ禍など、さまざまな困難や危機に直面し、生きることが辛いと感じている人のための電話相談窓口です。ひとりで悩まず、苦しい気持ちを聞かせてください。

●相談電話番号 ☎092-592-0783 (24時間)、☎0120-020-767 (月～金：16時～翌日9時、土日祝日9時～翌日9時)

福岡県特別労働相談窓口

コロナ禍による休業・解雇などの労働相談に応じます。労働者でも事業者でも相談できます。

●筑豊労働者支援事務所 (☎0948-22-1149)

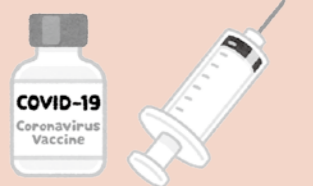
※土日祝日を除く8時30分～17時(水曜日は20時まで)

新型コロナウイルス
ワクチン接種に向けて

市では、2月上旬に新型コロナウイルスワクチンが国の承認を受けることを前提として準備を進めています。国は、4月1日以降に65歳以上の高齢者を優先してワクチン接種を行うスケジュールを示しています。市民のみなさんには、詳細が決まり次第、広報紙などでお知らせします。

※この内容は1月29日時点の情報です。

●問い合わせ 保健福祉課新型コロナウイルスワクチン接種対策室 (☎85-7185)



生活困窮者向け
支援を拡充



緊急小口資金・総合支援資金

令和4年3月末日以前に償還が始まる貸付は同年3月末日まで据置期間を延長します。償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除できるよう配慮します。

休業した人向け(緊急小口資金)

- 対象 コロナ禍による休業などで収入が減り、緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった世帯
- 貸付上限 20万円以内
- その他 据置期間1年以内、償還期限2年以内、無利子・保証人不要

失業した人向け(総合支援資金)

- 対象 コロナ禍による収入の減少や失業などにより生活が困窮し、日常生活の維持が困難になった世帯
- 貸付上限 2人以上世帯…月20万円以内
単身世帯…月15万円以内
※貸付期間は原則3か月以内
- その他 据置期間1年以内、償還期限10年以内、無利子・保証人不要
- 問い合わせ 田川市社会福祉協議会 (☎44-5757)



住居確保給付金

住居確保給付金の支給が一旦終了した人でも再支給の可能性があります。

- 要件 離職・廃業後2年以内である場合や、個人の責任によらず就労機会が減少している場合は、一定の要件を満たせば家賃相当額を支給します。
※一定の要件は、世帯全体の収入合計額や就職活動の実施など複数あります。詳しくは市ホームページをご覧ください。
- 支給額上限
単身世帯…32,000円
2人世帯…38,000円
3～5人世帯…41,100円
- 支給期間 原則3か月間
※必要に応じて3か月ごとに2回の延長ができます(最長9か月間支給)。
※令和3年3月までに新規に申し込んで支給が決まった人は、新型コロナウイルス感染症の特例により最長12か月間まで支給を受けることができます(要件あり)。
- 問い合わせ 生活支援課 (☎85-7126)



緊急事態宣言を踏まえた支援策

緊急事態宣言により影響を受けた事業者や生活が苦しくなった人へ向けて、国が支援策を打ち出しています。生活苦や差別などで、生きることが辛いと感じている人のための相談窓口があります。みなさんの生活や経済、命を守るために活用してください。そして、困っている人に情報を伝えてください。

雇用調整助成金と休業支援金・給付金を延長

雇用調整助成金(日額15,000円)、休業支援金・給付金(日額11,000円)の現行措置を、緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで延長します。

雇用調整助成金

コロナ禍により事業活動を縮小し、従業員の雇用を維持するために雇用調整(休業)を実施した事業者に対して、休業手当などの一部を助成します。

- 助成額 1人1日上限15,000円
※労働者へ支払う休業手当の最大100%を助成(企業規模や雇用維持の状況により助成率が異なる)
- ※事業者が雇用された雇用保険被保険者が助成対象です。学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の従業員に対する休業手当は「緊急雇用安定助成金」の助成対象です(雇用調整助成金と同様に申請可)。
- 短時間休業への活用 飲食店が20時までの営業時間短縮に協力するため、所定労働時間の一部(1時間以上)を休業とした短時間休業の場合にも活用できます。
【活用例】シフト制における短時間休業、部署や部門ごとの短時間休業、職種に応じた短時間休業など
- 問い合わせ 福岡助成金センター雇用調整助成金分室 (☎092-402-0537)



事業者へ 一時金を支給

飲食店の時短営業や外出・移動の自粛により影響を受けた事業者へ一時金を支給します。

- 対象 ①または②に該当し、本年1月または2月の売上が前年比50%以上減少した中堅・中小事業者
①時短営業をした飲食店と直接・間接の取引がある事業者(農業者・漁業者のほか、飲食店に物品・サービスを提供する事業者など)
②不要不急の外出・移動自粛による直接的な影響を受けた事業者(旅館・観光施設・タクシー事業者など)
- 支給額 法人40万円以内、個人20万円以内
※申請方法など詳しくは経済産業省ホームページなどで確認してください。



休業支援金・給付金

コロナ禍により休業した中小企業の労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった労働者に支援金・給付金を支給します。

- ※短時間勤務・シフトの日数減少なども対象です。
 - 支給額 休業前賃金の8割(日額上限11,000円)を休業実績に応じて支給
※事業主負担はありません。
 - 申請期間
- | 休業した期間 | 締切日(郵送の場合は必着) |
|-------------|---------------|
| 令和2年10月～12月 | 3月31日(水) |
| 令和3年1月～2月 | 5月31日(月) |
- ※休業した期間が令和2年4～9月であっても要件を満たせば申請できる場合があります。
 - 申請方法 郵送またはオンライン
※労働者本人からの申請のほか、事業者がまとめて申請することもできます。
※申請方法や必要書類など、詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。
 - 問い合わせ 厚生労働省コールセンター (☎0120-221-276)



事業者の 資金繰り支援を拡充

政府系・民間金融機関による実質無利子融資の要件を緩和し、上限額を引き上げます。

- 要件緩和
○「直近1か月」の売上減少要件(※)を「直近2週間以上」での比較も可とする。
※個人▲5%、小規模▲15%、中規模▲20%
- 申請時に「試算表」(月次の売上などを記載した資料)を省略可とする。申請時の「押印」を不要にする。
- 上限額引き上げ
○公庫(国民)、民間(信用保証)4千万円→6千万円
○公庫(中小)、商工中金2億円→3億円
- 問い合わせ 日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル (☎0120-154-505)